

山田方谷における君主の仁徳論と撫育政策

古 文 英

はじめに

備中松山藩（現岡山県高梁市）出身の藩儒山田方谷（一八〇五～一八七七）は幕末期における藩政改革を成功させた藩臣であり、儒学者・教育者としても高名である。方谷の藩政改革とその思想の関係について、概ね経済思想と儒学思想といった二つの面から言及されることが多い。経済思想の研究では、矢吹邦彦^①が農民の減税政策、道路や河川工事の建設、義倉の建設など方谷における撫育政策を考察し、それらの政策は財政政策と金融政策の二本の柱からなる不況対策であると評価し、ケインズ理論と類似すると指摘する。また、三宅康久^②はケインズ経済、新古典経済学の視点から、方谷の藩政改革が藩と領民を共に豊かにさせた要因を分析し、現代の財政思想との相違点に関心を向けている。大淵三洋^③は、方谷の財政改革は朱子学的禁欲的志向への批判から出発し、藩主と家臣だけではなく、領民にも最大限に利益をあげる政策であること、また、それは幕藩体制が米本位経済から貨幣経済へと発展する中で、資本主義経済に適応するものであるとし、方谷の藩政改革を高く評価する。これらの研究は、方谷の藩政改革の積極的な意義を見出しているが、資本主義思想を到達点とした発展史観・近代化論的な叙述に収斂しているといえ、儒学思想との関係を踏まえて当該期の歴史的文脈に即して再検討する余地がある。一方、藩政改革と儒学思想の関係については、陽明学と

の関連に主眼を置いた分析が多く蓄積されている。たとえば、朝森要^④は王陽明、熊沢蕃山の思想との類似性を考察し、山田方谷が陽明学を実際政治に活用した事功の人であったと評価している。馬田哲次^⑤は王陽明の「誠意」「致良知」と方谷の思想の親近性を検討する。樋口公啓^⑥は『続資治通鑑綱目講説』を取り上げ、方谷は藩主板倉勝静に歴史を通じて改革の技法を学ばせる意図があったと指摘し、こうした教育理念には徳を指向する王道思想及び陽明学の知行合一が裏付けられていると主張する。

たしかに方谷は佐藤一斎塾で三年間従学しており、それに加え熊沢蕃山を尊信するところからみれば、陽明学の思想の彼への影響は大きかったであろう。しかし、宮城公子^⑦の指摘によると、朱子学に止まらず陽明学における「構成造為」への方谷の批判意識からみれば、彼の儒学思想の中には王陽明の思想のみでは捉えきれない点が多々ある。また、幕末期における儒学思想は一般に折衷的傾向が濃厚であり、学派を論ずることはあまり意味をもたないという衣笠安喜^⑧の指摘にも留意しておくべきである。以上の研究に鑑みれば、陽明学の枠組み内のみで儒学と藩政改革との関係を考察することは不十分であろう。さらに、辻本雅史^⑨が指摘しているように、経世済民のための徂徠学の影響のもとで、徂徠学における超越的な君主権による強力な統合の論理が修正されながら、折衷学や正学派朱子学、さらには後期水戸学などにも陰に陽に継承されていった。その意味で君主像といった視点から山田方谷、さらにいえば幕

末期の儒学思想を捉えることが有用だといえよう。したがって、本研究では、近世儒学思想史という文脈を意識して、方谷の君主像及びそれと関連する撫育政策の実践を考察することにより、その儒学思想を再検討してみたい。

一 山田方谷における君主像

1 君主の文徳と武威

宋明理学において学問の目標は聖人へ到達することである。格物致知・居敬に基づいた修身工夫により、すべての人が聖人に到達することで、自然に平天下が実現できるという信念のもと、君主も例外ではなく、聖人になるための学問と修養が要求されている。

周知のように、『書経』の大禹謨には舜が禹に与えた「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中」という有名な言葉がある。朱熹はそれを三代聖人の間で伝授された心法として捉え、道の理解がなければ、三代の治の実現ができないと認識している。朱熹からみれば、道に目覚めるには、皇帝が何よりもまず学問や修養に励む必要がある。しかし、方谷はこうした考えを批判している。『書経』の大禹謨の「帝乃誕敷文徳、舞干羽於兩階、七旬有苗格」の一文に対する懷疑にその一端が示されている。禹は舜から有苗を征服するという命令を受けて、六師を以て出征したが、有苗は服従しなかった。その後、臣の益の助言を受け、軍を引き返して、干・羽を階に舞わせて、文徳を敷くことにより、有苗は服従したという。この一文は君主の文徳による感化政治を強調する儒学 of 政治思想を表したものである。方谷はまず、文徳の樹立について、「夫文武相濟。猶兩輪之相須而行也。然威武之不立。文徳不可得而敷^⑩」と述べる。すなわち、

文と武が互いに補わなければ効果は発揮できないと提唱し、文徳を得るには武威が必要とされる。方谷は昔の聖王の在り方を以下のようにみる。

故古之聖王未敢忽於武。但其遠人不服。固將修文徳以来之。然至其頑凶怙終不可化者。則赫斯怒。整其旅。揚威鳴罪。侵于之疆。方此時也。順者生。逆者死。彼尚執而不回。恃而不服。則覆厥巢穴。殲厥渠魁。斬根斷株。永絶禍基。一夫之誅。足以摺萬邦。一日之舉。足以保永世。威刑於是乎著。武功於是乎立。所謂帝徳廣運。乃武乃文者。由斯道而已^⑪。

方谷によると、昔の聖王はけつして武をおろそかにしなかった。夷狄を征服する際に、まず文徳を修め、夷狄を服従させようとするが、文徳で同化できない場合、軍隊を整え、その国境に侵入して、武威で征服しようとする。このとき、夷狄が依然として従順にならないのであれば、彼らの巢窟と首領を殲滅し、根源を断ち切つて禍のもとを根絶する。このように、昔の聖王が「帝徳廣運」を永世まで保つことができるのは、「乃武乃文」のためであると述べ、文武両道の必要性を唱えている。したがって、『尚書』の「七旬有苗格」という記述が信用できない理由を次のように述べる。

今據書之所載。苗之頑凶。爲日已久。乃下徂征之詔。會群后之師。大禹爲帥。伯益爲副。暴兵於千里之外。以正其罪。而三旬對壘。不能下之。始聽惟徳動天之議。竟無一隻之獲而還。誠若是也。威刑何由著。武功何由立。招蠻夷之侮。而長寇賊之心。尚何來格之有。後之稍有智略者。所不肯爲。而謂古之聖神而爲之乎。由此觀之。其事之不可信。固不待論。而腐儒之徒曲爲之說。乃謂聖人不嗜殺。文徳

之敷。足以服頑凶之心而格之矣。噫三聖相承。煦涵百有餘年矣。未足以服其心。而七旬干羽之舞。足以格之乎。可謂妄也已。¹²⁾

禹は苗族の罪を正すために、軍隊を集め、千里の外まで進み、苗族と三〇日も対抗したが降伏させられなかった。そこで徳だけが天を動かすという副將軍伯益の獻言を聞いて、ついに一隻も得ずに帰った。徳で天を動かすという議論に方谷は納得しているが、徳ばかりを強調すると、威刑を示したり武功を確立したりすることができず、その結果かえって夷狄の侮辱をまねき、あだをなす心を助長させてしまうと論難している。また、堯・舜・禹の三聖が百餘年の徳治政治を行っていても、夷狄の心を十分に服従させないまま、「七旬干羽之舞」によってこれを正すことは不可能であると述べる。だから、「聖人不嗜殺。文徳之敷足以服頑凶之心而格之矣」という後世の言説は腐儒のでっちあげたものと批判する。要するに、方谷からみれば、夷狄が文徳のみで服従することはありえない。では方谷のいう文はどのような意味であろうか。

典午清談。陸沈於胡虜。趙宋理學。屈膝於仇讐。未始不由此。而至其甚。欲誦孝經而防敵者有矣。獲賦一詩而退虜之嘲者有矣。是皆有苗之格作之備。而腐儒之説。從而誤之也。¹³⁾

ここで方谷は晋¹⁴⁾、宋の政権の滅亡・衰退を取り上げ、老荘思想や性理学により国を治めたことよって、結局夷狄に屈服したことを述べている。いいかえれば、老荘思想や性理学などの文のみでは治国できないという。

以上みてきたように、宋明理学では皇帝の学問と修養が厳しく要請されているが、方谷は性理学による治国は不可能であると認識している。

また、君主の治国における武威の強調も、宋明理学にとって異質なものである。いいかえれば、方谷において、武威と共に文徳も要請されているが、その文徳はすでに宋明理学のものとは異なった位置づけが与えられていると理解できよう。

2 「百王一姓」

周知のとおり、儒学思想において、君位の資格は天命を受けた有徳者又は賢哲者にしか与えられない。逆に不徳者は君権あるいはその相統権を失うとされている。それを根拠に易姓革命論¹⁵⁾を正当化するのである。易姓革命論に関して方谷は「百王一姓」論を以て議論している。ここからも方谷の君主像を窺える。まず、中国の君主と日本の君主の相違について、「彼爲人主者。革命易姓以爲常。有徳則君。無徳則讎。我則百王一姓。有徳亦君。無徳亦君。彼之所尚在徳。而不在位。我之所尚。在位而不在徳」と述べる。すなわち日本の天皇の血統は百代にわたって一姓を維持してきたため、徳の有無には関係なく、君主を尊ぶべきであるという。また、「歴世之主。尊之如鬼神。信之如著龜。親之如父母」と述べるように、日本では、君主を鬼神のように尊び、占いのように信じ父母のように親しむという。易姓革命論の峻拒からわかるように、方谷は君主が道徳的体現者であることを絶対の条件とはしていないのである。

ではこのように非合理的要素が色濃い方谷の君主像において、君臣関係はどうなっているのだろうか。この点について諫争問題から検討してみる。日本の臣は君主の不徳をみたとしても、「不忍言之。隱蔽回護。唯恐人知之」という反応をとり、君主の非を激論することはないと強調する¹⁷⁾。ここに君主の不徳の隱蔽を臣の責任として捉え、君主の人格的有徳性の欠如を容認していることがわかる。

また、方谷は次のように中国における忠義の臣の在り方を批判してい

る。すなわち、「尚徳者下好伺上」^⑧と述べるように、方谷からみれば、諫争を好む「尚徳者」は、君主の地位を奪おうと狙っている。「此其所以諫死多而殉難少也」と述べるように、中国で君主の不正に対し直言して死を招くに至るものが多く、国難に当って命を落とすものが少ないからであるという。その一方、日本の忠臣義士の在り方について、以下のよう

に述べている。

北條高時之昏逆。死其難者百千。而未見以言護罪。後醍醐中興。再敗已兆。新田・楠諸公。唯知致身於王事。而未聞其伏闕攀檻。一嬰逆鱗。至於近世。武田氏之將亡。老臣宿將。爭死於鋒鏑。而亦莫伏刃於言路者。此豈非世所謂忠臣義士殺身不悔者耶。又豈不能豫知國之敗亡者哉。然其心則謂。與其揚言君之惡。寧以身與俱亡。一死國事。臣道盡矣。此我忠義之氣所以鐘於殉難一途。而何恠於諫死寥落哉。^⑨

周知のように、儒学において君臣関係は君の道と臣の道という二つの側面がある。「君使臣以禮、臣事君以忠」(『論語』八佾)という孔子の言葉からわかるように、両者は双務的關係にある。朱註はここに「君臣以義合者也。故君使臣以禮、則臣事君以忠」という尹氏の言を引用し、義に基づき成り立つ君臣の双務的關係を説明している。すなわち、義の規範性が上下の分という秩序より優位にある。しかし、上引史料からわかるように、方谷は北條高時の「昏逆」、後醍醐天皇の敗北などといった国難の状況において、君主の不正或いは失政に対し直言して死を招くことよりも、国事のために力を尽くし国難に殉じて死ぬほうが日本の忠臣義士の在り方としてふさわしい、それこそ臣の道であると主張する。方谷は義の規範性よりも、国事の実践を重要視していることがわかる。さら

に、君主の非を論難する人たちを以下のように批判している。

設彼尚徳之徒議之。明謂之妾婦之忠。謂之從主於昏。謂之不能見機而作。而殊不知我邦百王一姓。上下成俗。唯知有君。而不知其他。與夫朝夕易姓。視君如傳舍者。異其途。蓋在於此也。^⑩

徳を尊ぶものは日本の忠臣の在り方を妾婦の忠として捉えているが、方谷からみれば、彼らは大事な点がわかっていない。すなわち前述したように、方谷が評価しているのは、徳や義の規範性に拘らない「百王一姓」の伝統、忠臣義士の在り方である。

以上からわかるように、方谷は君主に学問と修養を要請することはなく、道徳的体現者であることも絶対の条件とはしていない。さらに、「百王一姓」論及び君臣関係からみれば、非合理的・権威主義的要素が色濃く表れており、徳や義の規範性を排除し、国事の実践に重点を置いているという点は無視できない。前節で触れたように、君主に対し文徳と共に武威も要請している。以下では備中松山藩の撫育政策を取り上げ、その文徳が内包されている意味を検討してみる。

二 山田方谷における撫育政策からみる君主の仁徳

嘉永二(一八四九)年、元締役兼吟味役に抜擢された方谷は翌三年から改革の期間を七か年に定めて藩政改革を行った。これらの改革は「上下節約」「負債整理」「産業振興」「紙幣刷新」「士民撫育」「文武奨励」といった六項目である。従来の研究において、方谷の儒学思想と一緒によく論じられてきたのは撫育政策^⑪である。そのため以下では撫育政策を中心に検討してみる。安政二(一八五五)年一〇月に、方谷はこれからの藩

政改革及び撫育政策について、藩主に上書し次のように述べる。

一、藩國の御天職は乍恐御家中諸士併百姓町人共を御撫育被遊候に有之御事と奉存候、其御撫育の方は無限事に御座候へ共、先づ差當り御急務と可申者、御家中は御借り上米を御戻被下候に有之、百性は課役を減し、難澁村を御取立被下、町人は金錢融通を付、交易を盛に被成下候に有之候儀と奉存候。

藩主の天職は家中及び百姓町人を撫育することだという。差し当たりの急務は家中の借上米を戻し、百姓の課役を軽減し、町人への金錢融通を行うことだと述べる。さらに、嘉永三年の改革以来、藩財政が良くなったために、「此上は一日も無御捨置御撫育の御急務三ヶ條の儀御力を被爲盡度御事に奉存候」と強調する。以下では借上米の返還及び百姓の課役の軽減に関する意見を中心に論じる。方谷は借上米について下記のように述べる。

右に付第一の御家中御借り上米御戻の儀、去る子年より文武勵の爲、現取五歩、御戻被下候事故、今五歩の處、明辰年より、御戻被下都合壹割の御戻に被成下以来は不殘定法に割入永々御戻し被下度奉存候、尤右御戻し米の儀は去る寅年被仰出も有之御借財皆無に相成候節は、現取二割迄は御戻被下候算當に候間、此上追々御借財減少公金等も御宥免有之候は、其減に従ひ追々被仰出候通御戻被下候時は、則御急務の一條丈けは御大成と申ものに御座候間。

嘉永三年に、それまでの家中の借上米を四〇%から半減して二〇%に削減していたが、嘉永五年には文武奨励のために5%を戻している。安

政三年にさらに5%を戻せば、三〇%の家禄支給率となる。「借財皆無」となるときに、元の四〇%の支給に戻すことができるという。この実現に向けて今から着手すれば、家中の信頼を得られると述べ、これに合わせて百姓町人の減税や金錢融通を行えば、成功すると指摘している。しかし、安政二年一〇月二日に安政の大地震が発生し、江戸の町に甚大な被害をもたらし、藩邸も甚だしく崩落してしまったために、莫大な修繕費が必要となり、右のような計画の実現に障害が現れた。そこで方谷は以下のように、修繕費を士民から徴収すべきではないと主張する。

但今般出府仕候に付、右の次第早速奉申上候積に罷有候處、豈圖らん御府内の變災、誠に非常の儀莫大の御入用と相成、右愚存の次第、違却に可相成哉と心痛仕候處、厚思召を以、御殿向、御修理等は格別御省略被仰出、御家中諸士えは御手厚の御仁惠被下置候に付ては、右御撫育の御急務宜敷相成折角の御仁澤充分に及不申候ては可惜御事に奉存候間、今般變災の御入用に於ては両岐同役申談公金始御借財一切相斷、其外御省略筋力の及ひ候限りは、誠精仕右御入用の償は相成可申候間、右御借り上米御戻しの儀は今般の變災に不拘、昨年より御戻し被下候段當年中にも被仰出候は、御住居向は如此被遊御不自由臣下へは容易不成御恩惠御施被下候事故、平常の時に百倍感服仕候儀と存候間、御時節柄も不顧愚存の儘奉申上候儀に御座候。

借上米の返還や課税の軽減などのような撫育政策を行おうとしたところに、災害のために実施できず、せっかくの仁沢が充分に及ばなければ残念なことである。そのため、厳重な節約を行い、計画どおりに借上米を返還すべきであると主張する。そうすれば、藩邸のことで不自由な状

況においても、容易ではない恩恵を施す藩主に対し、臣下らはきつと平常のときよりも感服するだろうと述べる。このように、臣民らを藩主の恩恵に感服させるために、撫育政策を行わなければならないという方谷の主張を見逃してはならない。

高掛米の徴収は、藩主勝静が外国掛及び勝手掛の老中に抜擢される際に、役儀に伴う莫大な出費が藩財政に悪影響を及ぼさないように、吟味役らにより提出された政策である。吟味役の神戸一郎は一斗、進昌一郎は七升を徴収するよう提案したが、方谷は五升以上の高掛が過分であるという^⑧。賦課を割り当てるにしても囲米に付随させるか、またはこれを売却して代金を目付立会いの下に封をしておくか、どちらかの方法で処理すべきだと述べる。このように献言する理由は下記のとおりである。

大坂表にて先年々割御借り入の金子は全く下方へ御用金御掛け不被成爲めの御借り入にて、銀主共へも其段御達に相成居候事故、右の御返金不相済内、下方より御取上げも御座候へは、其金を以直に大坂へ御拂済無御座ては、不相成筋に當り候間、今般の高掛りも其通に被成度事に御座候へとも、左様にも難被成候は、右申上候通封金に致置、御入用筋に御取欠無之候は、大坂へも其段申聞候ても尤と存候^⑨。

ここにいう「年割御借り入の金子」は恐らく安政大地震のときに発生した震災復旧費などのことだろう。それを百姓に負担させたくないという理由で、大坂商人を説得して金子を借りたが、もしその金子を返済しないまま百姓から徴税すれば筋が通らないことだという。やむをえず高掛を徴収しようとするならば、それに封をしておき、必要ときに不足しないようにすれば、大坂商人も納得するだろうと述べる。

しかし、そのようにするにしても、他の用途への使用をめくり問題が生じる。それについて下記のように述べる。

今般の高掛り下方えの御達は定て、御役用に付ての被仰付に相成可申と奉存候、然る所先年始ての御役成大數の御入用も一切下方へ御掛けは無之候處、今般に至り御掛け相成候ては、是迄の御仁徳俄に薄く被爲成、終には御役を彼是申候様可相成かと奉恐入候、因て相考候處、元來御領分は定免に有之候間、凶年には相當の御救被成下、豐年の節は過上米被仰付候て、當然の事と奉存候、則當年は稀成豊熟に候間、過上米の被仰出にて可然、尤御役用と申て被仰付は無之候へ共、再度の御役成大數の御費用に付ては、其爲被仰付候事も當り前の儀たる事は序に被相達候て可然奉存候、右過上米にても外御入用に不被成、御圍米又は封金に被成置、凶年の時御救の手當に被成候へは御仁徳の障には相成間敷と奉存候^⑩。

高掛米を徴収したときに、それを他の用途に使用できるかというところもそれで問題があるという。前年までも別の用途のために百姓から徴税することはなかったが、今になって徴収すれば、これまでの藩主の仁徳がにわかには衰えてしまうことになる可能性がある^⑪と述べる。その問題を回避するために、従来領内で採っていた定免法を取り上げている。すなわち、凶年には救恤米を支給し、豊作の年に「過上米」を徴収することである。昨年は都合よく豊年であったため、増税しても領民は納得するだろうという。とりわけ注目に値することは、他の用途に使わずに、徴収した高掛米を囲米もしくは封金として、凶作のときの領民の「御救の手當」にすれば「御仁徳の障」にはならないという方谷の主張である。ここで、高掛米を別の用途に使用できないというのが方谷の本意である。

が、どうしても「御役用」の金子が必要な場合、高掛米ではなく、「過上米」という名目で領民から徴収するという。「過上米」という名目ならば、領民も納得できると想定しているのである。しかし、「御救の手當」という名目の高掛米を徴収する場合は、「御役用」に使用すれば、領民の納得が得られないために、君主の仁徳に害をもたらず可能性があると考えている。

総じていえば、方谷の本意としては撫育の方針に基づき、高掛米、借上米は一切差し止めるべきであり、増税するよりも、嚴重な節約が大事なのである。やむをえず理想としている撫育政策が実現できない場合、臣民の心情を考慮し、彼らが納得できるような代案を提出している。また、提言した撫育政策は君主の仁徳と関連づけられていることが示されている。さらに下記のように述べる。

御上奉始諸役入御家中一同艱苦相忍候へは、我身を責候ては、人を助け候御法に御座候間、人心も奉感服、天地も感應有之、自然と御國中富み榮へ、「中略」、吟味役中被申出筋にては眼前の算當、御都合宜敷候へ共、御撫育の筋には無之候間、是亦如何思召の儀も可有御座候、然る上は無御據恐入候事に御座候へとも、御役御斷被仰上候外は無之候。

撫育政策を行えば、人心も感服し、天地も感應できるために、自然と領内は豊かになるという。しかし、もし眼前の算當のみに拘り、撫育の意味合いがなければ、寺社奉行をやめるしかないとの率直な意見を述べている。方谷は藩の撫育政策による人心の感服の実現を幕政よりも重視し、君主の仁徳と藩の経済的安泰とに直接に因果関係が存在すると提示しているのである。

以上みてきたように、方谷は君主の仁徳を撫育政策の実践を通して示そうとしており、撫育政策の実践を通して、臣民が感服することを重視している。次に、藩政改革において、問題が生じた場合、方谷がいかなる方針で問題を解決しようとしたのかを考察してみる。

三 名実一致

前節において、山田方谷の意見においては、徴収された高掛米の用途が明確に決められていることを示した。すなわち、高掛米は領民の「御救の手當」に使われるべきであつて、他の用途に使用すべきではないという。そのため、吟味役らと議論した結果、徴収された高掛米を領内三三か所に設置した囲蔵に糶の状態で貯蔵することになった^②。この施策は囲米の制度ともいう。囲米の制度を実施する際に、囲米はあくまで非常時に備えての備蓄であると常に強調している。その点をめぐり、慶応元年（一八六五）年に郡奉行との往来書簡において論争を行った。方谷から郡奉行への返信において、事情を説明している。そこで「郡宰の深意表向御用金被仰付候は、一向不苦、別に名を付候て誘に相成候は不宜考の趣^③」と述べるように、郡奉行は、従来公然と藩の用金として付加税を徴収してきたため、問題視されるものではなかったが、高掛米という名が付けられると、かえってよろしくない^④と主張する。それに対し、方谷は以下のようにいう。

先日も御直話申候通被仰付候事なら、ちびく〜と致候事は不宜、屹度御一備に相成候程の儀に無之では、是亦上下共不爲に御座候。乍去御再役御入用と被仰出候ても、右御用金を御入用に使ひ込候ては決して不相成、又々別段に備置候て、萬一の節は國家人民の事に用ひ

候爲に致不申ては不相成候。さすれば、縦令壹斗掛を被仰付候共、其内は少しも取缺かれ不申、當暮の差引などへ入候事は御無用に御座候。扱右に付、風と相考候處、是迄は別に名を付取り込候事は一向無之候處〔後略〕⁵⁴⁾。

圍米はちよつとした備えになるくらいのものでなければ、上下君臣のためにはならない。再び役に就いたものが必要だといっても、高掛米を使い込んではいけなさと述べている。それらの用金を備蓄しておく必要があり、それは万一のときに藩や領民のために使わなければならないからだと主張している。毎年貯倉に積み立てる高掛米の数量は規定されている。規定数量に達していない場合、収納米で振り替えているために、たとえ一斗の高掛米が要請されても年末の決算に含めてはならない。というのも、方谷は名が付けられたら、その名に合わせて行動すべきだと考えており、上記の問題が生じたのは郡奉行が名付けたとおりに実行しなかつたからだとみている。方谷のみるところ、郡奉行は名実一致の意識が欠けているために他の問題も引き起こした。それについて以下のように述べている。

是迄は別に名を付取り込候事は一向無之候處、郡宰にてそれを嫌候は、一昨年の三斗掛貳升の献米を取違候には無之哉、右も年来御臨時引償候に付、其爲上納可致と被仰出、則表向に掛候譯に有之候處、それを色々と支吾致、終に御入用向に御用ひ無之、御圍米と相成候。それ故郡宰にては、名と實と相違故、名を付取込候と申事には無之哉。已に大石とも激論有之候趣、兎角右の事心に有之候ては、今般も御役用を名として献納いたさせ、別御備に相廻候ては、又如何と存候へ共、世に圍米等を名として取込候上御入用に使ひ候とは、表

裏の違故、此取違有之候ては相成不申候⁵⁵⁾。

郡奉行は三斗の高掛米を二升の献米と取り違え、何とかして隠蔽しようとしたが、結局発見された。また、「御役用」という名目で徴収した献上米は、備蓄用の圍米に回したこともあった。方谷はこれらの事に対し、圍米はあくまで非常時の備えでの備蓄であり、それを名目上取り込んで実際に用いることは「表裏の違」いであるために、このような取り違いがあつてはならないと厳しく批判した。

方谷における名実一致の重視は藩の借財整理からも窺える。文久の財政改革の際に、方谷は、藩が抱える借財を十把一絡げに考える進や神戸に対し、借財整理の方針を助言し、「借財蕩平論」を執筆した。その中で、借財の事情に依じて、二つの対応方法を提示している。「借金蕩平之戰に義理有名の師あり、掠奪無名の師あり、戦を企るの初め何れぞへ心を定ざるべからず⁵⁶⁾」と述べているように、借財問題の解決法案を二つに分け軍隊にたとえて説明している。一つ目は、義理と大義のある軍隊である。二つ目は掠奪のみで大義なき軍隊である。借財の事情によりいずれの軍隊を出すべきかをまず見極めることが大事だという。その次に、方谷は自らの経験を踏まえ、藩政改革前と改革中の借財についてどう対応していたのかを述べている。改革前に、藩は大坂・江戸の豪商、領内の商人・農民から金子を借り上げた。それらの借財問題を解決するため、債主側と借主側の事情をそれぞれの角度から分析している。まず、借財側すなわち藩の勝手向きにも責任があるとみている。それについて、以下のよう述べている。

御代替以前、御勝手綱紀頽敗し、只當日を凌爲に、八方借り廻し、其金は何の用に立ると云、差別は無之、其名を付るも虚偽のみにて

借り出すの術は多分宴饗の詔を以誘出し、高利の餌を以釣出せし事なれば、これを蕩平せざれば國計の爲のみならず、綱紀も難立處あり。⁸⁸

その場凌ぎのために、藩財政当局は明白でない使途、あるいは虚偽の名目を以ていろいろなところから借金している。さらに借金を集めるために宴会を用意し、高額な利息の支払いを以てこびへつらう。ここで方谷は借金の名実の不一致、手段の不当さを咎めている。このような勝手向きの姿を改め、不当な手段で借りた金子を払い定めなければ、「國計の爲のみならず、綱紀も難立處あり」という。ここからみれば、名実の不一致を義理に違反するものとして捉えており、名実の乖離を認めない方谷の考えが確認できる。

名実が乖離すると、さらにどのような問題が生じるのか。方谷は借主側に多罪であるとみるが、貸し主にも問題があるとみて、以下のように述べている。

されど蕩平の中にもまた邪正あり虚實あり廉貪あり、各其差別を立て、正實廉に属するものは償還せしも少からず、一時權宜を以延し置日月を経て漸に償還せしもあり、其階級幾段にも分る、大要大坂江都は十に八九、蕩平に属候、近邊地廻は十に八九償還に属せり、此亦義理のある事にして、献金に致させし類も其由来ありての事なり、「如此差別を立しなれども數百條の事ゆへ其當を得ざるも亦あるべし戦争の間一人の罪なきを殺さざる事能はざるが如し」。⁸⁹

たくさんの借財の中に、その由縁の「邪正」「虚實」「廉貪」があるためそれを見極め、異なる償還手段を取るべきだという。「正實廉」と判断

したものは、早く金子を返さなければならぬとする。方谷からみれば、松山藩とその近辺から借りた金子はそれに属している。この対応方は「義理有名の師」を出すことである。そうでない場合は、その借金を休滞したり献金させたりする。このやり方を「掠奪無名の師」とする。方谷は大坂や江戸の借金は大多数が義理を欠き、「掠奪無名の師」を出すべきだと判断している。この場合、払い定められたものが最初はあれこれと不平を訴えるが、その後、自然に納得して、「其後の用辨等は格別に勤るものまで有之は、有名義理の然らしむるにやと思はる」と述べる。ここに義理に至ること及び払い定めにあつたものの心情も重視する方谷の意識が垣間みえる。では具体的に「義理有名の師」「掠奪無名の師」を区別する判断基準は何であろうか。これについて改革後の借財解決案から検討を進める。

改革後の借財について、「先年とは大に違、大抵正實之借人に候て、元より宴饗之詔・高利之餌等は、更に無之、其金の用ゆる處も皆明日にて虚名は一つも無之事」と述べている。ここに用途が明白であるかどうか「正實」の判断基準だと示されている。改革後の借金は基本的に大坂から金子を借り出している。主に「月割江戸下」「年割返済」「札坐用」の三つであり、いずれも用途が明白なものである。そのうち「年割返済」は年割で毎年返済しなくてはならないものであり、九年賦と七年賦の二口がある。「新政以来何之間も無之事故、成丈下民えは仁惠を被施度、主人存意に付、借用を以振替、下民之肩を休めしめ度」、「主人身分之勤役に付而、窮民迄難澁せしむる儀は不被忍事」と述べるように、いずれも領民に負担を掛けたくないために、商人に事情を説明して納得させて借り上げた金子である。それらの借金に関して、「皆其事に用盡して、一つも虚名は無之、下方へは銀主へ達之通、一點も掛候事無之、明白と云べし」と強調している。名実が一致しているために、その借財は義理に適つ

ていると方谷は考えている。したがって、方谷はその借財は約束どおりに返済すべきだというのが、吟味役らは高掛米を徴収したうえで、それらの借財をすべて休滞してほしいと主張している。しかし、名実の一致が実現している借財の休滞に対し、方谷は頑固に反対する一方、吟味役らは藩の財政問題を解決するために提出した高掛米の徴収の提案を無視していない。方谷が融通を利かせるところは高掛米の徴収である。高掛米を徴収する場合、どうすれば理を失わないかについて、以下のように述べている。

右高掛は又其手當圍米と變せしなり、され^レ理^レども大坂も年割約定丈は一旦差引は無相違濟せしゆへ、義を失しにはあらず、もし下方より取上たる金を積み置て大坂を休滞すれば、たとへば人の金を借出し我囊中に貯へ置て理非に拘らず横に踏み付て返さ^レるかたり取にも類するに至る事故、それなればそれと自ら心を定めて中途にて義理に心を動さ^レる覺悟肝要なるべし。^④

徴収した高掛米を非常用のための囲米にし、九年賦と七年賦の借金も約束どおりに返済すれば、百姓も商人も納得できると想定し、そうすれば、理を失わないことになるといふ。吟味役らのいうとおりによれば、人から金子を借りて、自分の財布の中に貯え置いて、理非をわきまえず横着して返さない「かたり取」に類することになると強調する。さらに一旦高掛米の徴収を決めたら、途中から高掛米を徴収しては民の負担になるのではないかという義理に心を動かされないような覺悟が肝要だといふ。

以上から、名が付けられたら、その名に合わせて行動すべきだという方谷の考えが窺える。そして、囲米の制度、借財整理の運営において、

名実一致を義理に適うものとみなし、問題解決の判断基準としていえる。

おわりに

以上、山田方谷における君主像、仁徳論、名実一致論をみてきた。方谷の君主像は、学問と修養を第一義としないものであるために、君主の仁徳は宋明理学にみられるような人格的道徳性の重視とは相違する。むしろ徳や義の規範性を相対化させ、政治的実践を主眼に据えている。したがって、君主の仁徳は個人の人格的有徳性ではなく、撫育政策の実践により示されるものとなる。そうした政治的実践において、名実の一致を義理に適うものとみなし、新たな価値判断基準としているのである。

ではこうした君主像は近世儒学思想史上どのような特質があるのだろうか。熊沢蕃山^④は、普遍的な人道を最も尊ぶべきものとして位置づけている。ここでの道とは身分制の秩序を支える道徳原理といえよう。そのため、蕃山における忠や孝の道理は、現実の父母や主君の意志よりも優越するものとなっている。一方、折衷学派では、たとえば細井平洲^④は、名君の存在を想定し、君主が天の規範を體現し、その権威は天によって保証されていたとする。それと同時に、君主は天と同じように民に恵みを与えるべき存在である。すなわち、細井平洲における道は経世の志向がみられる。だが、平洲の経世学の課題は、あくまで民衆の道徳教化にある。こうしてみれば、道徳原理の要請については、方谷は蕃山ほど積極的な意義を見出していない。また、道徳原理を相対化した点では、方谷の思想と平洲の思想とに親近性があるようにもみえるが、方谷が規範性よりも実践性を重んじる点において経世学の内実は平洲のものとは異なっていると見えよう。

周知のように、一九世紀二〇年代以降、内憂外患の状況に直面し、知識人らは既存の儒学の非現実性と非実践性を批判し、政治と学問との結合を主張し、儒学の実用性を唱えはじめた^⑤。方谷の政治的実践の重視もこうした潮流の延長線上にあるといえるが、経済思想研究で夙に指摘されているように、方谷の藩政改革は富国強兵だけではなく、領民の撫育にも重点を置いている。方谷のこのような経世済民の主張を近世儒学思想史の中でいかに位置付けるかについては、今後さらなる検討が必要だろう。

注

- ① 矢吹邦彦『ケインズに先駆けた日本人』（明徳出版社、一九九八年）。
- ② 三宅康久『山田方谷の藩政改革とその現代的意義』（大学教育出版、二〇一一年）。
- ③ 大淵三洋「山田方谷の財政改革に関する一研究」（『三島中洲研究』七号、二〇一九年）五五～六八頁。
- ④ 朝森要『増訂備中松山藩の研究』（日本文教出版社、一九八二年）。
- ⑤ 馬田哲次「儒教の経済学―山田方谷を中心として」（『山口経済学雑誌』五二巻四号、二〇〇四年）七九七～八〇六頁。
- ⑥ 樋口公啓「統資治通鑑綱目講説」に見る山田方谷の思想…その世子教育について」（『三田学会雑誌』一〇二巻三号、二〇〇九年）五七七～五九九頁。
- ⑦ 宮城公子『幕末期の思想と習俗』（ぺりかん社、二〇〇四年）。
- ⑧ 衣笠安喜『近世儒学思想史の研究』（法政大学出版局、一九七六年）二五七頁。
- ⑨ 辻本雅史『近世教育思想史の研究』（思文閣出版、一九九〇年）。
- ⑩ 山田方谷「七旬有苗格論」（山田準編『山田方谷全集（一冊）』明徳出版社、一九五一年）一五九頁。
- ⑪ 同前。
- ⑫ 同前。

山田方谷における君主の仁徳論と撫育政策

- ⑬ 同前、一六〇頁。
- ⑭ 典午は晋代の王室のことを指す。
- ⑮ 易姓革命論と後述の君臣の義について、丸山真男「閩齋学と閩齋学派」（『山崎闇齋学派』岩波書店、一九八〇年）を参照している。
- ⑯ 山田方谷「論諫死」（前掲山田準編『山田方谷全集（二冊）』一九二頁。以下、本段落の引用は同史料による）。
- ⑰ 山田方谷「論諫死」（前掲山田準編『山田方谷全集（一冊）』一九二頁。同前。以下、本段落の引用は同史料による）。
- ⑱ 同前。
- ⑲ 同前、一九二～一九三頁。
- ⑳ 山田方谷の撫育政策に関する研究は多いが、以下二篇の論文から学ぶところが多かった。太田健一「幕末維新期備中松山藩の農村問題」（『山田方谷ゼミナール（一号）』吉備人出版、二〇一三年）四四～九二頁。池内啓「山田方谷の「借金湯平論」について」（『山田方谷ゼミナール（二号）』吉備人出版、二〇一四年）二四～三六頁。
- ㉑ 山田方谷「山田方谷先生の上書」（国分胤之編『魚水實録（乾）』旧高梁藩親睦会、一九一一年）二三～二四頁。
- ㉒ 借上米は家中に対する禄米支給率を指す。
- ㉓ 山田方谷「山田方谷先生の上書」（前掲国分胤之編『魚水實録（乾）』二四頁。
- ㉔ 同前、二四～二五頁。
- ㉕ 同前。
- ㉖ 同前、二五～二六頁。
- ㉗ 山田方谷「山田方谷先生の上書」（前掲国分胤之編『魚水實録（乾）』八一頁。以下、本段落の引用は同史料による）。
- ㉘ 同前、八二頁。
- ㉙ 同前、八二～八三頁。
- ㉚ 山田方谷「山田方谷先生の上書」（前掲国分胤之編『魚水實録（乾）』八七～八八頁）。
- ㉛ 山田方谷「貯倉増設積立割合」（山田準編『山田方谷全集（二冊）』明徳出版社、一九五一年）一四五二～一四五五頁。

- ③③ 山田方谷「領民ニ對スル高掛リノ件」(山田準編『山田方谷全集(二冊)』明徳出版社、一九五一年)一四三六頁。
- ③④ 同前、一四三六〜一四三七頁。
- ③⑤ 高梁市史編纂委員会編『高梁市史』(高梁市、一九七九年)七一頁。
- ③⑥ 山田方谷「領民ニ對スル高掛リノ件」(前掲山田準編『山田方谷全集(二冊)』)一四三七頁。
- ③⑦ 山田方谷「借金蕩平論」(前掲山田準編『山田方谷全集(二冊)』)一三三三頁。
- ③⑧ 同前。
- ③⑨ 同前、一三三三〜一三三四頁。()内は原文割註。
- ④① 同前、一三三四頁。
- ④② 同前、一三三四頁。
- ④③ 同前、一三三四頁。以下、本段落の引用は同史料による。

- ④④ 同前、一三一五頁。
- ④⑤ 尾藤正英『日本封建思想史研究』(青木書店、一九六一年)二三九〜二四五頁。
- ④⑥ 細井平洲の君主像について、前掲辻本雅史『近世教育思想史の研究』を参照している。
- ④⑦ 松本三之介『天皇制国家と政治思想』(未来社、一九六九年)六一〜一一七頁。

【付記】本研究はJSPS科研費19J12674の助成を受けたものです。

(本学大学院博士後期課程)